

防衛装備庁訓令第6号

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

防衛装備庁長官 青柳 肇

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の一部を  
改正する訓令

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>( 認 証 )</p> <p>第 6 条 [ 略 ]</p> <p>2 [ 略 ]</p> <p>3 装 備 政 策 部 長 は、 認 証 申 請 を し た 事 業 者 に 対 し、 審 査 結 果 を 通 知 す る も の と す る。 こ の 場 合 に お い て、 当 該 事 業 者 を 認 証 す る 旨 を 通 知 す る と き は、 審 査 結 果 の 通 知 に 替 え て、 別 に 定 め る 認 証 通 知 書 を <u>交 付 可 能</u> の も の と す る。</p> <p>4 [ 略 ]</p>	<p>( 認 証 )</p> <p>第 6 条 [ 同 左 ]</p> <p>2 [ 同 左 ]</p> <p>3 装 備 政 策 部 長 は、 認 証 申 請 を し た 事 業 者 に 対 し、 審 査 結 果 を 通 知 す る も の と す る。 こ の 場 合 に お い て、 当 該 事 業 者 を 認 証 す る 旨 を 通 知 す る と き は、 審 査 結 果 の 通 知 に 替 え て、 別 に 定 め る 認 証 通 知 書 を <u>交 付 す る</u> の も の と す る。</p> <p>4 [ 同 左 ]</p>
<p>( 認 証 の 取 消 し )</p> <p>第 9 条 [ 略 ]</p> <p>2 ・ 3 [ 略 ]</p> <p>4 前 項 の 場 合 に お い て、 装 備 政 策 部 長 は、 同 項 の 事 業 者 に 対 し て、 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 交 付 し た 認 証 証 明 書 の 返 納 を 求 め る も の と し、 当 該 事 業 者 に 対 し、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 認 証 マ ー ク の 使 用 の <u>終 了</u> を 求 め る も の と す る。</p> <p>5 [ 略 ]</p>	<p>( 認 証 の 取 消 し )</p> <p>第 9 条 [ 同 左 ]</p> <p>2 ・ 3 [ 同 左 ]</p> <p>4 前 項 の 場 合 に お い て、 装 備 政 策 部 長 は、 同 項 の 事 業 者 に 対 し て、 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 交 付 し た 認 証 証 明 書 の 返 納 を 求 め る も の と し、 当 該 事 業 者 に 対 し、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 認 証 マ ー ク の 使 用 の <u>停 止</u> を 求 め る も の と す る。</p> <p>5 [ 同 左 ]</p>
<p>附 則</p> <p>( 経 過 措 置 )</p> <p>1 ・ 2 [ 略 ]</p> <p>3 前 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け て 認 証 を 受 け た 認 証 事 業 者</p>	<p>附 則</p> <p>( 経 過 措 置 )</p> <p>1 ・ 2 [ 同 左 ]</p> <p>3 前 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け て 認 証 を 受 け た 認 証 事 業 者</p>

<p>に対する第 8 条第 1 項の規定による継続的確認の実施に当たっては、<u>令和 10 年 3 月 31 日</u>までの間は、同項の規定にかかわらず、別に定める基準に照らして行うことができるものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 前項の規定の適用を受けて防衛事業適合事業者契約を締結した防衛事業適合事業者に対する第 14 条第 1 項の規定による継続的確認の実施に当たっては、<u>令和 10 年 3 月 31 日</u>までの間は、同項の規定にかかわらず、別に定める基準に照らして行うことができるものとする。</p> <p>6・7 [略]</p>	<p>に対する第 8 条第 1 項の規定による継続的確認の実施に当たっては、<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>までの間は、同項の規定にかかわらず、別に定める基準に照らして行うことができるものとする。</p> <p>4 [同左]</p> <p>5 前項の規定の適用を受けて防衛事業適合事業者契約を締結した防衛事業適合事業者に対する第 14 条第 1 項の規定による継続的確認の実施に当たっては、<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>までの間は、同項の規定にかかわらず、別に定める基準に照らして行うことができるものとする。</p> <p>6・7 [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	



## 附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。